新潟市海辺の森指定管理者申請者

評価会議プレゼンテーション

＜傍聴に関する注意事項＞

１　プレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することができない方
（１）凶器等他人に危害を加える恐れのある物を携帯している方
（２）のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している方
（３）酒気を帯びている方
（４）会議を妨害し、または会議運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる方

２　傍聴人の遵守事項
（１）プレゼンテーション及びヒアリング中は静粛にし、発言はしないでください。また、拍手・野次その他の方法による会議中の発言に対する批評、または可否の表明はしないでください。
（２）会場内での飲食や喫煙はしないでください。
（３）写真撮影・録画・録音等はおこなわないでください。
（４）プレゼンテーション及びヒアリング中は秩序を乱し、支障となる行為はおこなわないでください。
（５）プレゼンテーション及びヒアリング中の入退室は、原則認めません。

３　違反に対する措置
（１）上記事項に違反した傍聴人に対しては、会場からの退場を命じます。

４　傍聴人の受付
（１）プレゼンテーション開始 30 分前から受付を開始し、５分前に受付を終了します。
（２）傍聴者は先着 10 名までです。受付開始時点で定員を超える場合抽選とします。
（３）施設・団体ごとに受付をお願いします。

令和８年１０月
新潟市海辺の森指定管理者申請者評価会議